

金毘羅開帳に見る農民の娯楽

— 浮穴郡麻生村を事例に —

井上 淳

一、はじめに

開帳とは平時は秘仏として拝観を許さない仏像を、一定期間文字通り帳を開いて信者に結縁の機会を与えることで、近世に入ると全国的に広がっていった。とくに、江戸・大坂・京都の三都を中心に開帳は盛んに行われ、近年都市民の行楽行動の広がりとして都市の開帳をとらえる研究があらわれている¹⁾。一方、農村部で行われる寺社の開帳は、都市の行楽文化の一翼を担ったとの位置づけはあるものの、その実態の究明はほとんど行われないうままとなっている。そこで、ここではこれまで研究が立ち遅れている農村部の開帳の実態を、伊予国浮穴郡麻生村（現伊予郡砥部町）の金毘羅開帳にみていきたい。

ところで、近年の近世村落史研究では、貧しく搾取にあえぐといったこれまでの固定した農民像の転換が様々な形で試みられている。例えば高橋敏氏は、上州赤城山麓の原之郷村の小農船津伝次兵衛の残した「家財歳時記」の内容を分析し、一小農の娯楽も含む多彩な消費生活の内容を明らかにしている²⁾。また、古川貞雄氏は、近世の村において休暇や余暇のための「遊び日」が、幕府や藩の規制にもかかわらず拡大されていくことを明らかにしている³⁾。さらに、農民の生活史の観点からの研究も進み、村の知識人の文化活動

から一般の村人の娯楽文化までも視野に入れた研究が行われつつある⁴⁾。これらの研究では、近世の農民の厳しい生活のなかにも娯楽が確かにあつたことが明らかにされており、従来の搾取されるだけの農民像から一歩踏み込んだ研究がなされつつあるといえよう。

しかし、こうした研究はまだ緒にたばかりであり、研究を進めるにはやはり多彩な内容をもつ農民の娯楽を一つ一つ掘り起こしていくことが必要である。とくに、今回取り上げる麻生村の金毘羅開帳は、農村の娯楽の内容とその広がり、具体的な点で貴重な事例といえる。そこで、以下麻生村と金毘羅社の別当である理正院について基本的な事柄をおさえた上で、金毘羅開帳の実態を農民の娯楽としての側面を重視しつつ明らかにしていく⁵⁾。そしてさらに、化政期の農民の娯楽に対する幕藩領主の規制及び麻生村周辺の娯楽の展開についても考察を加えたい。

二、麻生村理正院と金毘羅開帳

麻生村は、現在の砥部町の北端、砥部川が重信川に流れ込む平野部に位置する。寛永一二（一六三五）年に松山藩領から大洲藩領になったいわゆる「御替地」に属し、その後大洲領と新谷領との相給になった村である。「大洲旧記」には、麻生村がもと一村であったものが、支配の便宜から宝永四（一七〇七）年に分郷されたこと

が記されているが、その際に重信川沿いの上流部が大洲藩領上麻生村、下流部が新谷藩領下麻生村に分村されたと考えられる。

麻生村全体の村高は九九八石八斗九升五合と江戸時代を通じて変わらなかった。また、田畑の面積についてみると、田が七〇町三反二七步、畑が四五町七反八畝一三歩と田の占める割合が大きく、平野部の稲作地帯という村の姿を読み取ることができる。村の戸数と人数は、天保九（一八三八）年の「御巡検御通行二付諸事底」によると、上麻生村が一六五軒・六四九人、下麻生村が一四四軒・六百五人とあり^⑤、この地域では比較的大きな村といえる。そのため村の中は、原町・水満田・拾町・重光・八倉・高尾田・三角の七つの集落に分れていた。この七つの集落はそれぞれに組頭が置かれ、年貢組としての行政機能を有しており、神社や堂庵を独自にもつなど独立性も高かった。

理正院は麻生村内の水満田にある真言宗の寺で、伊予郡吾川村（現伊予市）の谷上山宝珠寺が本寺にあたる。『予州大洲領御替地古今集』によると、理正院は、慶長年中に金毘羅大権現が麻生村の氏神である三島社に降臨したのを、庄屋の沙門が神託により東向山に安置したことにはじまる。その後元和年中に、導師石手実雄法印の手により現在の位置に移されている。理正院自体は、もともとはこうした金毘羅社への信仰を背景にその別当寺として整備されたと考えられる。檀家は、居村の麻生村の他、大南村、万年村、北川毛村、川井村、宮内村に展開している。

金毘羅社は理正院の境内にあるが、社地には御殿・拜殿・鐘樓・金堂・護摩堂・茶堂が建てられていた。金毘羅社では、毎年三月十日と十月十日に市が開かれたが、その市では芝居が行われ、『大洲随筆』に「貴賤群集賑敷事云斗なし」と記されているようにかなりの人出で賑わったようである。また、その定期的な市とは別に、二五

年に一回さらに大規模な準備のもと行われたのが金毘羅開帳である。文化一〇（一八一三）年の開帳を例にその準備から閉帳するまでを跡づけておくと、以下のようなになる^⑥。

開帳の準備は、まず前年の文化九（一八一二）年十一月に理正院から麻生村の庄屋に金毘羅大権現の開帳を願ひ出ることからはじまっている。その後、文化一〇年の二月にかけて、同様の願書が大洲藩の役所、大洲藩主加藤家の菩提寺である龍護山曹溪院、理正院の本寺である谷上山宝珠寺の三ヶ所に提出されている。

このように関係する藩の役所や寺院に願書が提出され許可を受けた上で、年も改まった文化一〇年二月四日に、上麻生村と下麻生村の庄屋・組頭が集まり、開帳の準備に関する様々なことが決められ、一カ月をかけて実際に準備が進められていった。この間、開帳までに準備された物は、薪・米・菜大根・香物・護摩木・劔守・奉書札・疱瘡守・不浄除守・雷除守など多岐にわたるが、これらの準備は麻生村内の組ごとにあつた若者連を中心に進められた。

また、同時に開帳を知らせる宣伝活動も行われた。まず、開帳を知らせる立札が、理正院の入り口の一ヶ所と近隣の六ヶ所に建てられた。この六箇所とは、砥部の大南村、郡中の灘町、湊町など近隣の在郷町の四ツ辻であり、人が多く集まる場所である。次に、開帳を知らせる使者が三グループに分かれて、大洲藩領のみならず松山藩領も含むかなり広範囲の村々に出されている。

このような準備をうけて、三月五日に金毘羅開帳が開幕している。開帳の際のメインとなる金毘羅権現の安置してある本堂は、松山城下今市町の三寶寺の僧により御紋幕や木綿幕を用いて飾られた。また本堂に併設して、御守所・御供所も設けられた。

護摩堂では、開帳期間中近隣五ヶ寺の下級の僧侶がつめ、護摩修行が行われた。護摩木所・経木所には、護摩木・経木が用意され、

参詣に来た人々によつて様々なことが祈願された。
そして、一カ月間の開帳の後、四月五日には神楽が催され、閉幕を迎えた。

三、開帳にみる農民の娯楽

金毘羅開帳の記録を見る時、開帳それ自体にはあまり娯楽の要素をみることができないが、開帳に付随して行われることのなかに娯乐的な要素の強いものをいくつかみることが出来る。以下、それらについて述べていきたい。

まず最初に、文化九年十一月に理正院から麻生村の庄屋に金毘羅開帳の開催を願ひ出た文書の内容をみていく。

〔史料1〕⁽⁸⁾

奉願口上之覚

一當山金毘羅大権現開帳段、先年酉之年来ル酉ノ年迄廿五ケ年ニ相当り候ニ付、為諸人結縁任旧例開帳仕度奉存候、尤先年ハ十月ニ修行仕候處、当山常例之市御座候ニ付、以序来々酉三月五日ハ四月五日迄三十日開帳御願申上度奉存候、右ニ付為賑例市芝居之外芝居十御願申上候、且又近年操芝居斗仕候故、市も追々不繁昌ニ御座候而請方之者も相困り候ニ付、輕業芝居前藝御免被 仰付被下置度奉存候、開帳臨時之儀ニ御座候得者一山之為成候様御考之上宜敷被 仰付被下置候者難有仕合奉存候、何卒程宜御執成奉願候、以上

壬申十一月

麻生村

理正院

御庄屋

為助殿

史料1によると、金毘羅大権現の開帳は諸人結縁のため二五年に一回、酉の年に行われていたが、文化一〇年がちょうどその酉年にあたることから理正院より金毘羅開帳が願ひ出されている。開催の期日については、前回は十月に開かれたのに対し、今回は三月に変更されている。それは、理正院が毎年三月に開いている市が不振のため、市の日取りに合わせての開催を希望したためである。また、開帳にあたっては、通常の市の際に行う操芝居の他に、十日間の輕業芝居が臨時に願ひ出されている。

この願書からは、開帳の理由を諸人結縁という信仰に求めながらも、開帳の日取りを通常の市の日取りに合わせたり、輕業芝居が新たに願ひ出されたりと、娯乐的な側面にもかなり力を入れていることがうかがえる。このことは、文化年間頃から、村で行われる開帳が信仰的な側面のみならず、娯乐的な側面を強くもちはじめたことを示す。

そのことは、文化一〇年の次に開催された文久三（一八六三）年の開帳時の記録にもみることが出来る⁽⁹⁾。表1は、この時に行われた旅まわりの一座による芝居についてまとめたものだが、三月九日から四月九日までの一カ月の期間中、雨天などによる一三日間の休日を除く、一七日間興行が行われていることがわかる。芝居の演目についてみると、『太閤記』『国性爺合戦』『忠臣蔵』などいわゆる時代物が中心で、三都で上演され人気を博したものが目につく。このような演目は、一般農民にも馴染みがあるもので、多くの農民が抵抗なく受け入れ、楽しむことができたと考えられる。そのことを裏付けるものとして観客数を見てみると、一七日間の期間中にのべ六八八三人となっており、一日平均で四〇四人が芝居を見たことになる。この観客数を考えると、一つの村でおさまるものとは到底思えず、かなり広範囲の村々の農民が芝居を楽しんだと想定できる。ち

【表1】金毘羅開帳時の芝居日程（文久三年）

月日	札数	外題
三月一〇日	一二五〇	八嶋合戦、太閤記
一二日	一五〇	玉もの前
一五日	一八七	太閤記
一六日	二〇五	安達原
一八日	二五〇	先代萩、ミかわ
一九日	三五一	二方四孝、ぬます
二一日	二九四	いもせ山、おちよはん兵衛
二二日	三二九	国性爺合戦、白石嘶揚屋、大切千両登掛合、ヤクラ太鼓
二五日	四八〇	信仰記、いざり瀧
二六日	五七五	曾我口見台、こしゆうん伝兵衛
二七日	六七一	忠臣蔵
二八日	四一五	八陣守護城
二九日	四七八	日向嶋、菅原式段目、幡州皿屋敷
四月三日	三九四	太閤旭花山、バンスイ長兵衛
四日	三五四	一ノ谷、朝只日記
八日	二五〇	狭間合戦、梅川忠兵衛、阿古屋夷之段
九日	二五〇	肥後駒下駄、三日太平記
合計	六八八三	

註 外題は史料の表記通り。

なみに、理正院が金毘羅開帳を知らせた村々の範囲を表2として掲げる。表からは、麻生村の約二〇キロメートル圏内の村々に開帳を知らせていることがわかる。おそらくは、この圏内の村々から農民が開帳に足を運んだものと考えられる。

そのことは、次に掲げる史料2からも裏付けることができる。

〔史料2〕⁽¹⁰⁾

一三月廿日出立^三而宮下村唯助殿同道^三而麻生村^三而芝居見物致候、翌日出立、…（以下略）…

史料2は、伊予郡上野村の名主玉井家の者が、文化一〇年に金毘羅社に参詣した際に書き残した道中日記の冒頭部分であるが、ここ

【表2】金毘羅開帳寄進の呼かけ先

区分	町村数	村名
御替地砥部	一六	宮内村、川井村、七折村、千足村、北川下村、五本松村、外山村、大南村、大平村、川登村、三津野村、玉谷村、栗田村、鶴崎村、両沢村、上唐川村
郡内小田筋	一八	猿谷村、多居谷村、中ノ川村、惣津村、吉野川村、中田渡村、上田渡村、白杵村、寺村、小田町、日野川村、太平村、本川村、中川村、上川村、父野川村、二名村、露峯村
郡内	六	佐礼谷村、中山村、出淵村、高野川村、上灘村、小網村
松山領浮穴郡	二五	高井村、森松村、井門村、津吉村、中野村、河原村、東方村、小村、上野村、西野村、荏原村、窪野村、久谷村、浄瑠璃寺村、見奈良村、田窪村、牛淵村、南野田村、北野田村、上林村、下林村、上村、河之内村、則之内村、井内村
松山領伊予郡	二四	鶴吉村、横田村、筒井村、下高柳村、浜村、永田村、黒田村、岡田村、市之坪村、保免村、余戸村、大溝村、大間村、上高柳村、神崎村、北川原村、垣生村、古泉村、出作村、中川原村、庄之内村、徳丸村、寺町村、江頸村
松山領久米郡	三〇	和泉村、古川村、居相村、朝生田村、天山村、石井村、井門村、土居村、今在家村、星岡村、福音寺村、久米村、鷹子村、来住村、日瀬里村、窪田村、水泥村、苅屋村、畑中村、平井谷村、梅本村、小屋峠村、西岡村、志津川村、樋口村、山之内村、北方村、松瀬川村、則之内村、河之内村
松山領温泉郡	九	橘村、樽味村、枝松村、溝邊村、東野村、正圓寺村、高野村、喰場村、石手村
松山領久万山	九	久谷村、窪野村、東明神村、西明神村、入野村、久万町、野尻村、畑ノ川村、直瀬村
松山城下	九	柳井町、川原町、湊町、唐人町、小唐人町、藤原町、松前町、魚町、本町

には、玉井家の者が讃岐（香川県）の金毘羅社に参詣に行く前に、宮下村唯助と一緒に麻生村に赴き、開帳の芝居を見物していることが記されている。上野村・宮下村は、麻生村のごく近隣の村々であるが、この史料は、近隣の農民が確かに開帳につめかけていることを示している。

また、文化一〇年の開帳時には芝居だけでなく、理正院の座敷に宝物場も設けられている。宝物場とは理正院の宝物を見せるためのもので、讃岐金毘羅寺の漂泊の僧一幸坊により得説が行われている。おそらく、一幸坊がこのようなことにたけた僧侶であり、おもしろおかしく物の由来などを説明したと考えられる。この宝物場なども娯楽の一種といえる。

その他、開帳期間中に長福寺の庵坊が料理人として腕をふるっている。開帳中にどのような料理が出されたのかを示すために、史料3を掲げる。

〔史料3〕⁽¹⁾

待合

にしめ

干大根

わらび

小皿

やきとふふ

しひたけ

結こんぶ

香物

赤の飯

茶碗

御酒

吸物

ゆず

うど

どんぶり鉢

色々三ツ

酔わへ

御膳

大こん

人参

きくらげ

油あけ

こんにやく

せうくくのり

せふが

軒 久年母

小皿香物

向

御飯

汁 雪 青のり

引⁽²⁾

生ふ

皮牛房

平皿 せんにんじん

しひたけ

青菜

法蓮草

したし

けし

猪口

御酒

さかな

重引

こんにやく
梅干

久年母

ゑんめい

硯ふた

かふたけ

すまき

きんひら

おぼろまんちう

御茶菓子

つみかん

みかん

銘々盆

紙改布

史料中、待合が一汁一菜に酒がつくほどの軽い料理、御膳が贅を
尽くした本格的な本膳料理となつている。このうち御膳については、
大御膳料六匁・小御膳料四匁でこうした料理を食べることができた。
先の道中日記中には、麻生村で酒肴代を含めて九匁五分費やしたこ
とが記されているが、その値段から考えるとおそらくその際にはこ
の御膳を口にしたのではないかと考えられる。こうした普段は口に
できない料理を食べることも、農民の娯楽の一つになりつつあった。
ところで、こうした開帳における娯楽の浸透は、それ以外の時の
娯楽の拡大へとつながっていった。すなわち、開帳時だけでは満足
できない農民が口実を設け、これまで定期的に開かれていた市の機

会を巧みにとらえて娯楽を拡大させていくのである。そのことがう
かがえる史料を二つ掲げる。

〔史料4〕¹²⁾

口上之覚

一先月金毘羅祭礼之節松山と参詣之客理正院之座敷^ニ酒給候、其興
^ニ椽側^ニ而身振之様成事仕候^ニ付、町内子共三四人俄之物真似為仕候
處、世上風聞御座候^ニ付難被成御捨置急度被仰聞候、祭礼之儀^ニ御
座候故時之賑ひと奉存、右様^ニ心得違候段奉恐入候、以上

丁卯十一月

麻生原町

徳右衛門[㊦]

元次郎[㊦]

織右衛門[㊦]

麻生村

御役人中様

〔史料5〕¹³⁾

申上口上

一私共銘々金毘羅御法会引払被仰付候砌、右参掛り之物真似師滞留
いたし居申候而、右市場所寺家之処^ニ而致興行度内々相願候^ニ付、与
風無何心何れ茂参掛り候^ニ付世話仕申候、元来九日十日兩日私共
銘々請本^ニ御座候得者、猶以引払被仰付候後右躰之儀行届キ不申段
重々奉恐入候、以上

庚申三月

丈 八[㊦]

(他一九名略)

御庄屋

門田与兵衛様

史料4は、定期市の際に届けなしに賑わいとして町内の子供三、四人に俄狂言の物真似をさせたことについて、麻生村原町の徳右衛門他二名が村役人にあてて詫びた証文である。また、史料5は、定期市が終わった後にもかかわらず、通り掛かりの物真似師に興行の世話をしたことについて、丈八他一九名が庄屋に詫びた証文である。史料4、5とも金毘羅門前で開かれる定期市に関係するものであるが、ここに開帳のみならず定期市の際などにも拡大しつつある農民の娯楽の姿をみる事ができる。

四、化政期の風俗統制と農民娯楽の展開

これまでみてきたように金毘羅開帳に関係する資料からは、文化期以降拡大していく農民の娯楽を垣間見ることができた。次に節を改めて、こうした拡大をみせる農民の娯楽に対する幕藩領主の統制の有り方、及び麻生村以外の周辺村落における農民の娯楽の展開について明らかにしていきたい。

ところで、麻生村において新規の軽業芝居が願い出された文化期は、一般に商品経済の進展を受けて農民の生活が豊かになり、娯楽に対する意欲と接触の機会が増えた時期とされている。地方では村の祭礼などに歌舞伎芝居が盛んに興行された他、農民自身が役者となった地芝居も催されるなど、この時期在方の風俗は大きく揺らいでいった。そこで、幕府は在方の風俗統制に本格的に取り組むことになったのである。

幕府が化政期に行った風俗統制については、既に多仁照廣氏、氏家幹人氏の研究がある¹⁵⁾。ここでは、寛政一一(一七九九)年の地芝居の禁止にはじまり、化政期の地芝居の主体である若者仲間の禁

止を経て、天保一三(一八四二)年の三都歌舞伎役者の地方興行の禁止へと展開した幕府の風俗統制強化の動きが明らかにされている。本稿ではそれに付け加えることはほとんどないが、今回事例として取り上げた寺社が行う開帳についても規制が加えられていることは補足しておきたい。

幕府は、寛政六(一七九四)年にまず領外の寺社で開帳を行う出開帳について藩限りで許可を与えないようにとの申し渡しを行って

いるが、さらに文政一〇(一八二七)年には以下のような町触を出している。

〔史料6〕¹⁶⁾
 近年神仏開帳之節、境内或ハ盛場¹⁷⁾大造之見せ物等差出候間、群集致、喧嘩口論不絶候、既寛政十一未年触流候之趣も候間、造り物奉納致、大造之見せ物等差出候儀ハ、神仏崇敬之意と違、不埒之事¹⁸⁾候、以来開帳之節無謂新規¹⁹⁾大造之造り物或ハ見せ物等致候儀、決²⁰⁾無用可致候

…(以下略)…

この町触は、開帳の際大きな見せ物をつくり、人寄せをすることを規制しようとしたものである。これは全国を対象とした法令ではないが、年代から考えて幕府の一連の風俗統制の流れの中で出された法令と思われる、少なくとも幕府が開帳に付属して行われる娯楽を統制の対象に考えていたことは疑いない。

一方、今回の対象地域を支配した藩の風俗統制は、幕府ほど強力なものではなかった。下麻生村と同じ新谷藩領である岩谷口村に残された御用留をみると¹⁶⁾、新谷藩は天保一三(一八四二)年に地芝居禁止及び三都歌舞伎役者の地方興行禁止の幕府の法令をそのままの形で出しているのみで、一万石の小藩ということもあってか藩独

自の法令をみる事ができない。また、天保一五（一八四四）年の御穩便の触に、しばらく「相撲」「見せ物類」「右ニ準シ候賑筋」はしないようにとあるが、これは逆にいえば普段であればこれらのことは許可されていたことを示している。

幕府の風俗統制は、文化二（一八〇五）年の関東取締出役創設、また文政一〇（一八二七）年の改革組合村の設置などにみられるように関東を中心に展開したが、その関東においてさえ統制が貫徹しなかつたことは先の二論考が明らかにしている。麻生村の周辺地域のように松山藩領、大洲藩領、新谷藩領が入り組み、藩の一円的な支配が困難な地域では、幕府の風俗統制はほとんど実現できなかったものと考ええる。そこに、化政期以降さらに農民の娯楽が拡大していく要因があつた。

表3は、幕末期を中心に麻生村の周辺地域の資料から農民の娯楽に関する記述を抜き出したものである¹⁹。これは勿論周辺地域の娯楽を網羅するものではないが、その動向をうかがうことは可能である。この表を一見してまず気付くことは、農民の娯楽として相撲があらわれる頻度が高いということである。相撲は有名な力士を呼んでの相撲興行から、近隣の村人が参加する草相撲まで大小様々な規模で行われている。

相撲の人気は、『塩屋記録』の文久元（一八六一）年の記事にもっともよくあらわれている。この年は、四月十二日に郡中灘町の法昌寺において長浜の関取龍門による相撲興行が、また翌四月十三日も灘町の戎社において漁師祈禱相撲が行われている。それぞれ資料に「近年なく大はつミ」とあるように、近隣から人々が駆け付け大いに賑わつたようである。さらに、八月三日からは灘町東浦において江戸大相撲が五日間興行された。この江戸大相撲は、力士が大関雲龍久吉をはじめとして六六名、行事が木村庄九郎ほか二三名、そ

の他呼び出しなども含めると総勢一〇〇名を超える最も大規模な相撲興行であつた。同じ町で三回の相撲興行が行われているところに、相撲人気の高さがうかがえる。

また、表からは娯楽の多様性も目に付く。相撲以外には芝居・浄瑠璃・開帳が数としては多いが、能、花火、曲馬乗り、軽業、話物真似などもみえる。このことは、娯楽への欲求の高まりにつれて、農民がこれまでの娯楽だけではあきたらず、常に新規の娯楽が取り入れられていったことを示している。つまり、幕末期の農民の娯楽の拡大は、具体的には相撲などの娯楽の頻度の高さ、新規の娯楽の活発な取り入れとなつてあらわれているのである。

さらに、こうした農民の欲求は、地域に新たな娯楽の場を生み出すことにもなつた。その一例が、『予陽郡郷俚諺集』に「花盛には諸人集りて数日市立つ、神事賑々敷事とそ」と記される伊予郡稻荷村（現伊予市）の稻荷神社の藤市である¹⁹。

稻荷神社の藤は、正徳五（一七一五）年に神主の高市盛正が京より藤を持ち帰り、境内に植えたことにはじまる。伏見の人堀池厚雅が享保一〇（一七二五）年に記し稻荷神社に奉納した「藤波之記」には、神詣でにことよせて花の下に群集し、花見をする人々の姿が記されており、藤が既に享保年間には人々の知るところとなつていたことがうかがえる。享保一三（一七二八）年には、藤の開花にあわせて神事が行われるようになっていた。そして、それから約六〇年後の天明六（一七八六）年には、ついに藤神事とともに、藤市が開かれるようになるのである。

藤市については天明六年の史料があり、その性格がうかがえるので以下に掲げる。

〔史料7〕¹⁹

【表3】麻生村周辺の資料にみる農民娯楽

年月日	内容	容 (資料名)
寛政二・九・八	秋祭り、三島町のねりを見物する(村)	
九・一五	灘町庚申堂開帳始まる(村)	
一〇・一	灘町庚申堂開帳の相撲を見物する(村)	
一〇・二	中山にていく太夫芝居を見物する(村)	
一〇・二四	三島町の祭りに行く(村)	
一〇・二四	灘町の祭りに行く(村)	
一〇・二四	灘町大師開帳がある(半)	
天保三・三・一五	毎夜浄瑠璃がある(半)	
天保八・八・	灘町庚申堂開帳がある(半)	
天保一〇・七・二五	稲荷村稲荷神社の藤市始まる(半)	
天保二・二・二一	稲荷村稲荷神社にて芝居を見物する(半)	
弘化元・四・三	灘町上行寺にて相撲がある(半)	
弘化三・七・八	耐経堂にて戯能がある(半)	
弘化四・四・二一	三島町にて子供浄瑠璃を聞く(半)	
嘉永元・二・二五	灘町庚申堂開帳、村大夫の浄瑠璃などがある(半)	
嘉永三・八・四	灘町上行寺にて話しものまねがある(半)	
嘉永四・八・八	灘町栄養寺にて善光寺如来開帳がある(半)	
嘉永四・四・六	灘町上行寺にて能芝居がある(村、半)	
嘉永一〇・二・三	麻生村祭礼を見物(村)	
嘉永一〇・二・一	天満宮の開帳がある(半)	
嘉永二・二・八	中村法寿院に浄瑠璃を聞きに行く(村)	
嘉永二・二・三	灘町天神開帳(半)	
嘉永二・二・六	芝居見物に行く(村)	
安政元・八・二二	三島町天神社の開帳がある(半)	
安政元・九・二六	繁多寺天神開扉、九百五十年忌カフキ芝居がある(三)	
安政元・七・二九	市場村の奈良原社にて相撲の届けが出る(村)	
安政元・八・五	上野村祭礼につき休み(村)	
安政元・八・六	市場村の芝居場に小屋かけ仏雲寺庚申を出開帳(村)	
安政元・九・二四	尾崎村にて相撲がある(村)	
安政元・一〇・二五	灘町庚申堂にて相撲がある(村)	
安政元・一〇・二五	一〇月二四日に始まった灘町の芝居大風により中止となる(村)	
安政元・八・二一	中村にて相撲ある(村)	
安政元・三・二一	市場村折禰、芝居がある(村)	
安政元・八・二〇	市場村の庵で庚申出開帳、雨乞おどりする(村)	
安政元・九・二七	奈良山にて相撲について聞き届ける(村)	
安政元・九・二八	吾川村の八幡宮祭礼がある(村)	
安政元・一〇・二八	湊町で芝居始まる(村)	
安政元・四・八	稲荷村稲荷藤市にて曲馬乗りがある(村)	

年月日	内容	容 (資料名)
安政五・二・九	森村にて折禰芝居がある(村)	
二・二一	灘町法正寺にて山本富士吉座かるわざ新芸興行がある(塩)	
四・一〇	稲荷村稲荷社にて芝居がある(村)	
八・一一	市場村の例の奈良山夜通しの相撲がある(村)	
九・一一	市場村の小祭りがある(村)	
九・二九	稲荷村の稲荷社祭礼がある(村)	
一〇・二	吾川村の八幡宮祭礼がある(村)	
安政六・四・二〇	押川右衛門大関になるにつき三蔵院にて相撲がある(三)	
安政六・八・二六	灘町の浜戎社にて相撲がある(塩)	
安政七・三・七	国見山林蔵追善につき三蔵院にて相撲がある(三)	
安政七・三・二九	南久米村日尾八幡社にて桜花見、その後地蔵町芝居見物(三)	
安政七・三・二四	近在宮相撲の上覧がある(塩)	
文久元・四・二一	三蔵院にて芝居がある【外題：義経千本桜】(三)	
文久元・四・二六	福音寺・北久米村にて芝居がある【外題：太閤記】(三)	
文久元・四・二六	北土居村金比羅社にて権兵衛座芝居がある(三)	
文久元・五・二	星岡村雲門寺にて森本藤太夫権兵衛座芝居がある【外題：奥州安達原】(三)	
文久二・一・八	灘町豊年賑わい踊りがある(塩)	
文久二・二・一	灘町豊年ご祈禱がある(塩)	
文久二・四・二二	灘法昌寺にて長浜関取龍門の取り上げ相撲がある(塩)	
文久二・四・三	灘町戎社にて相撲がある	
文久二・四・二九	三蔵院にて森本藤太夫座芝居がある【外題：一谷二葉軍記】(三)	
文久三・五・八	福音寺・北久米村にて森本藤太夫座芝居がある(三)	
文久三・八・三	灘町東浦にて江戸大相撲興行がある(塩)	
文久三・八・二二	朝生田村にて花火がある(三)	
文久三・八・二七	松山宮古町の味酒神社の祭礼を見物する(三)	
元治二・九・一六	南久米村の小祭礼を見物する(三)	
元治二・三・四	天山村天山社の芝居を見物する(三)	
元治二・五・一八	畑寺村の繁多寺にて相撲がある(三)	
慶応二・二・二六	三蔵院にて相撲がある(三)	
慶応二・二・二九	三蔵院にて浄瑠璃がある(三)	
慶応二・三・九	三蔵院にて相撲がある(三)	
慶応二・四・四	鷹子村の芝居を見物する【外題：太閤記】(三)	
慶応二・四・八	南久米村の芝居を見物する(三)	
明治元・一・二六	灘町天神社にて篠巻入札富初会の興行がある(塩)	
明治二・八・二二	灘町の富場所にて豊前中津の芝居興行がある(塩)	

注 内容欄の末尾の(村)(塩)(三)は、それぞれ「村諸日記」「塩屋記録」「半窓記録」「三輪田米山日記(諸用日記)」に記述があったことをあらわす。資料について詳しくは註(17)参照。

一 午四月朔日より同七日迄稻荷社藤御神事御願申上候処、葉壳操興行日和七日御免被仰付、則為御運上銀与七拾五文錢四百目御村方へ指出可申候、万一右日数之内雨天ニ御座候ハ、其分日延御願被成可被下候、尤右運上銀之内七五錢式百目初日ニ相渡し、残り追々相渡し可申候

一 御檢使様入用并御村方諸入用共右御運上銀之内ニ相濟せ可被下候
一 御屋鋪并御家中様御出之節無礼無御座様仕可申事

一 氏子御庄屋年寄御家来老人無礼ニ御通可申候、尤与頭中并五人組正者初日に木戸札御老人ニ壹枚宛御渡し申候間、芝居興行之内御勝手次第ニ札御持参ニ御入り可被成候

一 御村方之儀ハ無礼ニ入レ可申候、尤群集候節者御断可申候

一 受元方人寄入用之節ハ軒別ニ老人ニ繩壹房宛御合力可被下候

一 稻荷社御社用ニ付他村方社人中御成被成候節ハ無礼ニ木戸御通し可申候、尤御客様者御断可申候

一 御檢使小屋并詰人御村方ニ御調可被下候、尤蠟燭之義ハ御入用次第請元方差出可申候

一 鬮引場所何等之儀御座候ハ、内々ニ相濟せ御世話申間敷事

一 鬮引其外諸運上不残受元方取り可申候事

一 鬮引卷会ニ付拾式匁宛稻荷社御初尾銀ニ指上可申事

一 下村屋用掛御座候ニ付式人宛木戸通し可申事

右者当春藤御神事市振ニ被仰付ニ付御約束申候相違無御座候、万端御村方ニ御窺不都合無御座候様仕可申候、右之段御庄屋御役人中様へ宜敷被仰上可被下候、為後日一札如件

天明六丙午歲三月

請元 俵屋源五兵衛 判

同庄屋 三郎右衛門 判

高市要之助様

史料7は、四月一日から七日まで藤市を開設するにあたり、市の請元・稻荷村の庄屋・稻荷神社の神主の三者が費用の負担や役割の分担などについて取り決めたものである。三者のうちの請元の俵屋源五兵衛については不明であるが、近隣の商人と思われる。こうした商人が運上銀や初尾を払ってまでも市を催していることは、この藤市がかなりの人を集め、賑わう商人にとっても利の大きい場所であったことをうかがわせる。

それはさておき、藤市でも麻生村金毘羅社の定例の市と同様、芝居・鬮引きなどの娯楽をみることができるといえる。こうした娯楽は、神事のみを行っていた頃には見ることができなかったものである。稻荷神社の藤をめぐる娯楽は、花見から神事を経て藤市(芝居、鬮引き)へと展開していった。藤市は天明六年以降も明治二(一八六九)年にかけて七回開かれるなど、地域に受け入れられるとともに、その間にも安政四(一八五七)年には曲馬乗りが行われるなど新規の娯楽の取り入れも行われた。このように娯楽への農民の欲求は、藤を契機として地域に新しい名所までも生み出していったのである。

五、むすびにかえて

本稿では、化政期以降拡大する農民の娯楽の実態を、浮穴郡麻生村の金毘羅開帳の事例を中心に明らかにした。最後にむすびにかえて、本稿ではあまりふれられなかった農村部に開帳が行われるようになった背景について若干考察しておきたい。

表4は、松山城下町の大年寄糸屋惣兵衛が天保年間にまとめた『手鑑』より、松山城下町の寺社で行われた開帳を抜き出したものである。表からは、松山では享保年間以降、一六の寺院でかなり頻繁に開帳が行われていたことがわかる。麻生村から松山城下まで直線距離にして約一〇キロメートル程と近く、しかも表2にあるよ

【表4】松山藩の開帳寺院一覽

開帳名	寺院	開帳願年月
子安観世音開帳	常楽寺	享保五年二月・享保二年正月・宝暦二年二月 明和五年二月・天保三年正月・天保十一年正月
庚申開帳	常楽寺	享保二年・寛保二年二月
虚空蔵七年目開帳	大宝院	享保七年二月・享保十三年二月・享保二十一年三月 元文五年二月・寛保元年九月・寛延三年十一月 宝暦一〇年四月・明和四年正月・安永六年六月 寛政元年三月・享和二年三月・文化一〇年四月
虚空蔵、弘法大師、地蔵、権現、不動 毘沙門開帳	大宝院	享保二十一年六月
大黒天開帳	大宝院	元文三年正月
愛染明王開帳	妙円寺	享保一二年七月、享保一三年五月、文化一三年二月
薬師如来開帳	円蔵寺	享保一六年四月、宝暦九月三月、天明二年一月
如来、荒神開帳	三宝寺	享保二〇年正月
聖徳太子開帳	三宝寺	明和五年正月、文化三年正月
拾老面観世音開帳	願成寺	元文三年正月、宝暦三年二月、寛政一二年二月
大黒天開帳	大黒院	寛保元年七月
如意輪観音并鎮守 天神宮開帳	観音寺	宝暦二年正月
金毘羅開帳	加納院	宝暦三年二月
観世音開帳	天然寺	宝暦六年二月、天明六年一月、文化六年一月
庚申開帳	大福院	明和六年正月
魚藍観音開帳	正法寺	明和八年二月、文化三年正月、文政六年、天保一二年
子安観音開帳	善念寺	安永三年二月、文化一三年一月
如意輪観世音開帳	和合院	安永七年二月、安永八年二月、文政一二年二月
鬼子母神開帳	妙有寺	寛政九年正月、文化九年二月、文政一二年二月
毘沙門天并観世音 開帳	万歳院	寛政九年七月

うに金毘羅開帳の際に松山城下の九ヶ町が「所縁有之町々」として書きあげられていることから、麻生村と松山城下との関わりは所属する藩が違いながらも深かったとみられる。したがって、松山城下における開帳の流行が周辺の農村部にも波及し、麻生村でも開帳が行われるようになったものと考えられることができる。そのことは、農村部の娯楽をみる場合、近隣の地方都市との関係をおさえる必要があることを示唆しているが、今後の課題としたい。

註

- (1) 西山松之助「甦る江戸文化」(日本放送出版協会、一九九二年)他。
- (2) 高橋敏「近世小農の消費生活と教育・文化の創造」『近世村落生活文化史序説』(未来社、一九九〇年)。
- (3) 古川貞雄「村の遊び日」(平凡社、一九八六年)。
- (4) 木村礎編「村落生活の史的研究」(八木書店、一九九四年)。
- (5) 以下の記述は、特に断らない限りは当館が借用している理正院文書による。
- (6) 理正院文書六一七六。
- (7) 理正院文書六一三〇。
- (8) 註7に同じ。
- (9) 理正院文書二二〇三。
- (10) 玉井家文書(伊予市立図書館保管)。
- (11) 註7に同じ。
- (12) 理正院文書四一七二。
- (13) 理正院文書五一三八。
- (14) 多仁照廣「地芝居と若者仲間―文政取締改革と「かくれ芝居」―」『地方史研究』一三一号(一九七四年)。氏家幹人「近世解体期における在方風俗の逸脱と統制」『地方史研究』一七一号(一九八一年)。
- (15) 「徳川禁令考」前集第五、二七三七。
- (16) 日野家文書(日野祐二氏当館寄託)にある天保一二年以降の御用留を用

いた。

- (17) 伊予郡市場村の庄屋佐伯家の日記である『村諸日記』(伊予市史資料第四号)、伊予郡湊町の記録である『塩屋記録』、同じく伊予郡灘町の医師陶惟貞の日記である『半窓記録』(いずれも伊予市史資料第三号)、久米郡南久米村の神主三輪田米山の日記である『諸用日記』(松山市史料集第八卷)より娯楽に関する記事を抽出した。
- (18) 稻荷神社藤市については、『村諸日記』(伊予市史資料第四号)を参照。
- (19) 『村諸日記』(伊予市史資料第四号)二五三〜二五六頁。
- (20) 『手鑑・膾残録』(伊予史談会双書第二〇集)三六〜三九頁。